

特定疾患対策

- (1) 特定疾患治療研究事業の都道府県における長年の補助金超過負担を解消し、事業を安定的に実施するため、国が責任を持って財源を確保するとともに、法制化を含めた制度改革を検討すること。
制度改革にあたっては、研究事業の目的を明確にし、対象とする疾患については、定義を改めて検討したうえで選定し、新たな制度として再構築すること。
- (2) 特定疾患治療研究事業について、平成 21 年度の所得区分細分化導入の評価を早期に行い、大幅な経費削減につながるとした当初の想定より大幅な都道府県の負担増となることを明らかにし、緊急の追加補助を行うこと。

(1) について

特定疾患治療研究事業は 1 / 2 国庫補助事業であるが、予算の範囲内の交付であるため例年所要どおりの交付がなされていない。これまで、特定疾患治療研究事業の形式的な実施主体である都道府県は、長年にわたり本事業の法制化や補助金超過負担の解消を求めてきたが、年々状況は悪化しており、このまま継続することは困難な状況になりつつある。

事業の設計や対象疾病はすべて国で決定されており、実質的な実施主体は国であることから、国が財源確保についても責任を持つべきであり、安定的な事業実施を図るため法制化含めた制度改革を検討する必要がある。

(2) について

特定疾患治療研究事業の財政負担規模を約 2 割縮小する目的で、平成 21 年度よりスタートした高額療養費の所得区分の取扱い変更について、我々が全国の調査を行ったところ、以下のように公費負担の軽減には繋がっていなかった。一方で、そのために要する事務負担は膨大なものがある。

国において早急に調査分析を行い、平成 21 年度より大幅に減じた国費負担を復活させるべきである。

《平成 22 年 2 月時点での全国衛生部長会調べ》

- 平成 21 年度所要見込み額は 1, 058 億円と平成 20 年度決算額 956 億円に比べ 102 億円の増額。（10.7% 増）
- 一方、国庫負担額は平成 21 年度 262 億円と平成 20 年度 284 億円から 22 億円の減少。（7.7% 減）

注：国庫負担額は調査結果の合計によるため、国の予算額とは若干異なるっている。

- この結果、国庫負担の交付率（必要経費の 1 / 2 を 100 % とする）は、平成 20 年度の 60 % より平成 21 年度 49 % へ減少する見込みである。

平成24年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望

平成23年7月28日 全国知事会

特定疾患治療研究事業は、国が本来補助すべき額を交付しておらず、平成21年度では250億円を超える超過負担を強いられるなど、多額の負担が続いていることから、事業の実施を妨げる状況となっていることから、国庫補助率を明確に法定化するなど早急に超過負担の解消を行うとともに、抜本的な制度の見直しを行うこと。

平成24年度 国の施策に関する提案書

平成23年8月 中国地方知事会

特定疾患治療研究事業に係る国庫所要額の確保等

特定疾患治療研究事業（難病患者に対する医療費助成制度）については、国庫所要額の財源確保が不十分であるため、都道府県の大幅な超過負担となっていることから、十分な財源確保が図られるよう措置するとともに、法制化等による抜本的な制度の見直しを図ること。

難病対策の見直し

提案事項

難病対策について、現在、国においては「厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会」や「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム」等の場で制度全般についての議論が進められており、地方の意見を踏まえた見直しが行われるものと期待するところであるが、特に、以下の点について早急かつ確実な対応を図られたい。

(1) 特定疾患治療研究事業の充実

- ① 特定疾患治療研究事業について、事業実施に伴う地方公共団体への確実な財政措置及び対象疾患の拡大を行うとともに、法制化などによる抜本的な制度の見直しを図ること。
- ② 難病対策の効果的推進を図るため、特定疾患治療研究事業の実施主体として都道府県だけではなく保健所設置市も加えること。

(提案の理由)

現状

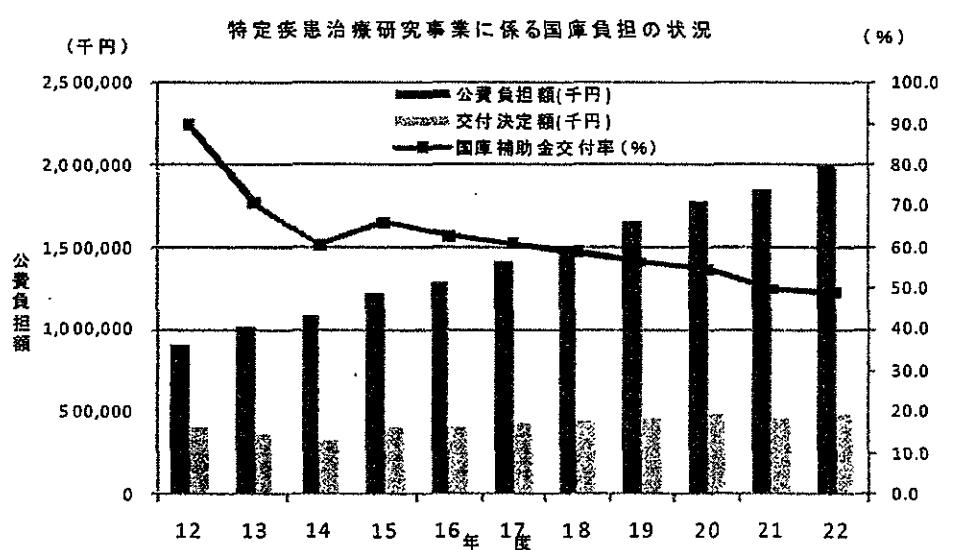
- 特定疾患治療研究事業に係る費用は、要綱により国と都道府県が2分の1ずつ負担することとなっている。

・ 公費負担対象者数	14,155人	(平成23年3月末現在)
・ 公費負担額（スモンを除く）	1,980,619千円	(平成22年度実績)
うち、要国庫補助額（a）	990,310千円	(公費負担額の1/2)
交付決定額（b）	491,206千円	
国庫補助金交付率（b/a）	49.6%	
- 保健所設置市において実施している訪問相談事業等と窓口が一本化されていない。

課題

- 国の予算が年々削減され、近年では都道府県の超過額が恒常化し、その額も過大になってきている。
- 対象とされていない疾患の患者からは、不公平感を訴える声がある。
- 難病患者にとって、より使いやすい制度とするため、特定疾患治療研究事業と訪問相談事業等との一体的な実施が求められる。

【参考】



提案事項

(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る財源の確保

小児慢性特定疾患治療研究事業について、地方公共団体への確実な財政措置を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る費用は、法律により国と都道府県が2分の1ずつ負担することとなっている。

・ 公費負担対象者数	656人 (平成23年3月末現在)
・ 公費負担額	148,568千円 (平成22年度実績額)
うち、要国庫補助額(a)	74,284千円 (公費負担額の1/2)
交付決定額(b)	71,249千円
国庫補助金交付率(b/a)	95.9%

課題

- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る費用は、国の予算が削減され、近年、都道府県の超過額が発生してきている。

【参考】

